

# 労働者の生活問題 (1)

—炭鉱「合理化」と現代の「貧困」に関する一資料—

玉水俊哲

## 一、問題の所在と限定

今日ほど、われわれの上に生活にかかわる問題が覆被している時期はあまりなかったように見える。「公害問題」「交通問題」「住宅問題」「物価問題」等々、どの一つをとって見ても、それはわれわれの生活に直接にかかわる問題である。現代の「生活問題」は、その現われの多様さにおいても、また内容の深酷さにおいても、われわれの生活の様々な局面を被いつくしているように見える。

それは、われわれの生活の、「個別的消費過程」を、直接に問題に引き込んでいくという点から見れば、それは現象的には新しい現われである。周知のようにそれは、「高度成長」という「繁栄」の反面であるとするならば、この「生活問題」も、それとのかかわりにおいて見られるとき、はじめて問題の全貌を現わすであろう。

上のように言われる諸問題が、主要には都市の「住民」の、また、企業がある「地域」を、経済的にも行政的にも、その「地域」に対して機

能している支配の中に組み込んでいくかぎりでの、その「地域」の「住民」の、「生活破壊」をもたらしている場合、今日の日本においては、一方ではそれは国家権力をともなう階級支配による国民諸階層の——支配に対して被支配として位置づけられるかぎりでの——生活の諸側面への掌握の強まりとして現われ、他方では資本制生産様式の矛盾の国民諸階層への拡大として現われる。

資本制生産様式の基本的な矛盾の主要なでない手が、労働者階級であるとするならば、資本主義社会で現象する国民諸階層の「生活問題」は、基本的には、労働者階級の「生活問題」にその原型を求めることができ。労働者の個々の生活が、資本制的剰余価値生産過程に編入されることによるのみ、その資本制的な存立が成立し得るといふ性格を持つ場合、それは二つの相関連し合う過程、つまり「生産的消費過程」と「個別的消費過程」の中で、その様態は本質的規定を受けることとなる。この関連の中でも、後者は生産の社会的過程としての前者によって規定される。したがって、資本制的生産過程の中で、過去の労働と合体される

過程、すなわち労働過程の資本制的性格とその形態によって、また発展のそれぞれの段階で新たに現象する運動諸形態によって、生産の個人的過程、すなわち労働力の再生産過程の様態が規定される。これらの諸過程を、今「生活過程」と呼ぶならば、そこに現われる問題を見る場合、この「生活過程」の問題として考察されなければならない。

今日の「生活問題」が労働者の「生活過程」の問題を基本的な原型としながらも、その「生活過程」の個別的側面としての、労働力の再生産過程を直接に捉えるという形で現われ、したがって、その空間的広がりとしての「地域」が、国家権力をともなう階級支配によって区切られるかぎりでの、その範囲での「住民」をその渦中に引込むことになるが、そのかぎりでは、それは「新しい現象」である。したがって、「生活問題」としてくくられている個々の問題への反発、対抗としての、ゆわれるところの「住民運動」が、その「住民」の階級の背景を表面にはあらわにしない形で、個々の問題に対する個別要求運動として、または生活防衛運動として、「生活と健康を守る」運動として展開される必然的性格を帯るのも、その意味であろう。

しかし、ここで言われる「住民」が、被支配として位置づけられる国民諸階層であるとするならば、問題自体の拡大と深まりにおいて、それは、今日の事体における被害、被支配の同質性を高めることとなり、「住民」運動が、個々の問題別での組織を突抜ける時点で、それは、この面での新しい連帯を可能にする基盤ともなる。この意味では、本来は労働運動の階級的統一を基礎とする、国民諸階層の「統一」という課題

に対して、これは一つの新しい契機を提示するものとも言えよう。

本稿では、以上の事柄を一応視野の範囲に確認しながら、「生活問題」の原型としての、労働者の生活問題に焦点を絞り、一つの産業に事例を取りながら、上に見た生活連関を前提として確認し、「高度成長」が労働者の生活にもたらしたものを見て行くことにしたい。

戦後の日本資本主義の復興が、ほぼ一九五五年を境にして「高度成長」に転換して行く過程で、「経済の自由化」にともなう「国際競争力の育成・強化」の要請を受けて「産業構造の再編成」と資本独占の急速な進行の背後に、歴大な労働者が「合理化」の名において、典型的には資本制初期に現われたと同じほどの規模において、労働苦と生活苦の中に投げ入れられたことは、もはや周知のことである。

それをここで、一つの典型において例示して置くとすれば、次のようである。

「飯塚市郊外小峠地区の元『新芳の谷炭鉱』住宅に住む亀田蔵人（三八）が、ここに来たのは昭和三〇年。当時この炭鉱は中小炭鉱としては珍しく炭量も豊かで、あと一〇年は掘れるといわれていた。ところが『これで安心』と喜んだのもつかの間、三二年九月、経営者はヤマを整備事業団に売ってあっさり廃山、従業員二三〇人は一万数千円の「退職金」をもらっただけでほうり出された。これ以来亀田さんは定職についたことがない。まずはじめの六カ月は失業保険と退職金で暮らしながら、働き口を捜し回ったがついになく、数キロ離れた小炭鉱に採炭夫として出かせぎにいった。しかし日当五百円の手取りは二百〜三百円とい

う有様。これではとうてい十二才を頭に五人の子どもと夫婦の七人家族が生活できるはずはなく三か月で退職、道路工事の土方をやった。だがこれもわずか半年で仕事がなくなってまた失業、ことし三月から生活保(1)を受けている。」

〔注〕

(1) 秋山健二郎他『零細企業の労働者』現代日本の底辺 第四巻 三一書

房一九六〇 一九三頁。

## 二、諸前提の確認

### 1 接近の視角

労働者階級の生活が、何らかの解決を迫られる現実的問題として登場する時、そこには、資本制生産の発展と、その発展の内に引き起こされる諸矛盾の激化が、その問題の歴史的背景として存在している。労働者階級そのものが、資本制生産様式の成熟とともに生み出され、成長し、組織されるという歴史的性格を背負ったものであるとするならば、その階級の問題は、資本制生産の持っている基本的な矛盾と抜きがたくかかわっており、その問題は、矛盾の現実的運動形態として、われわれの前にその姿を現わす。

われわれが その提起されている現実的問題に接近する場合、その現象的諸形態に目を奪われることなく、その現象の奥にひそみ、問題を現

象せしめている内的諸連関を注意深く探り出すことが必要である。われわれは、ここでそれを基本的な諸前提として確認することによって、課題への接近の視角を得ようと試みる。

資本制的生産過程そのものは、労働過程と価値増殖過程の統一として、資本制的商品生産過程、つまり資本制的剰余価値生産過程として把握されるが、それはまた他の側面から見れば、生産的消費過程と個別的消費過程、つまり労働力の消費過程と労働力の再生産過程の統一である。

資本制生産の過程で、またその手段として、資本制生産に充当される生産手段とその発達は、資本制的剰余価値生産の発展を意味するが、この時にそれは、資本の蓄積の方法に転変し、蓄積の拡大をもたらす。この蓄積の拡大は、そのもとで展開する資本の機能を拡大するとともに強固にし、資本家階級による労働者階級の搾取強化となって現れ、労働者階級の状態の総体としての悪化を必然的なものにして行く。

これらの諸過程は、相対的過剰人口および産業予備軍の法則的創出をもたっており、それをむしろ諸過程の運動の、また発展の条件としながら、労働者階級ばかりではなく、勤労諸階層をも資本の専制的支配のもとに釘づけにし、したがってそれは搾取と収奪の拡大となって現われる。

だから、資本制生産の発展は、一方の極において、資本の蓄積の増大をもたらし、他方の極には、「貧困・抑圧・隷属・頹廢・搾取の度合が増大<sup>(1)</sup>」することを意味する。

かかる事体を「資本制的蓄積の一般的法則」として確認するならば、資本制生産が主流をなす社会にあっては、資本の蓄積が増大すればするほど労働者階級の生活ばかりではなく、勤労諸階層の生活も、彼らが受け取る給与が高かろうと低かろうと、階級的矛盾の激化の中に位置づけられた貧困と搾取の増大、および資本による専制的支配の強化の問題として登場する。<sup>※</sup>

※ マルクスは、相対的過剰人口の創出が、資本制独自の人口法則であることを指摘し、それらの実存諸形態を分析した後、「これは資本制的蓄積の絶対的・一般的な法則である。」<sup>※</sup>と言ひ、よく引用される言葉であるが、次のように言っている。「資本主義制度の内部では、労働の社会的生産力を高めるすべての方法は個々の労働者を犠牲にして行われるのであり、生産を發展させるすべての手段は生産者の支配<sup>II</sup>および搾取手段に転変し、労働者を部分人間に不具化させ、彼を機械の附属物に格下げし、彼の労働の苦痛をもって労働の内容を破壊し、自立的機能としての科学が労働過程に合体されるにつれて労働過程の精神的諸機能を彼から疎外するのであり、それらの方法・手段は、彼の労働諸条件をねじ歪め、労働過程中では極めて偏狭唾棄すべき専制支配に彼を服せしめ、彼の生活時間を労働時間に転化させ、彼の妻子を資本のジャガノートの車輪のもとに投げ入れるのである。ところが、剰余価値生産のすべての方法は同時に蓄積の方法であり、蓄積のあらゆる拡大は逆に右の方法の發展の手段となる。だから、資本が蓄積されるにつれて、労働者の状態

は、彼の給与がどうあろうとも——高かろうと低かろうと——悪化せざるをえないということになる。最後に、相対的過剰人口または産業予備軍をえたく蓄積の範囲および精力と均衡させる法則は、ヘファイトスの楔がプロメテウスを岩に釘づけにしたよりも一そう固く、労働者を資本に釘づけにする。それは、資本の蓄積に照応する貧困の蓄積を条件づける。だから、一方の極での富の蓄積は、その対極では、すなわち、自身自身の生産物を資本として生産する階級の側では、同時に、貧困・労働苦・奴隸状態・無知・野生化および道徳的墮落<sup>(2)</sup>の蓄積である。」

また、資本の蓄積過程は、一方では資本による労働の指揮・支配の集中として、他方では資本による資本の収奪として現われるのであるからそこでは小生産者をもその過程の中に巻込んで行くのであるが、そのことは、資本と生産の集中と集積を必然化してゆく。しかしながら、かかる集中と集積の必然的傾向は、支配の統合を一方でなしとげるとともに、他方では被支配の同質性を必然化し、被支配の「平等性」を与えることにもなる。だから、このような諸過程で成熟する物的基盤を条件とする労働者と勤労諸階層の反抗とその連帯もまた、その諸過程の展開の内で必然化される。<sup>※</sup>

※ 「大産業が、たがい一面識もない多数の人間の群を—か所によせあつめる。競争が、彼らの利害関係において彼らを分裂させるがしかし賃金の維持が、雇い主たちに対抗して彼らのもつこの共通な利害関係が、抵抗という一個同一の思想において、彼らを結集させる、——それが団結

である。だから団結は、つねに二重の目的を有している。すなわち労働者間の競争を中止させ、そうすることによって、資本家にたいする労働者全体の競争をなしとげうるようにするという目的をもつ。たとえ最初の抵抗目的が賃金の維持にすぎなかったにしても、次に資本家のほうが抑圧という思想で結集するにつれて、最初は孤立していた諸団結が集団を形成する。そして、つねに結合している資本に対決するとき、彼らにとっては組合の維持のほうが賃金の維持よりも必要不可欠になる。

……

経済的諸条件がまず最初に国民大衆を労働者に転化させたのである。

資本の支配は、この大衆にとって、共通な一つの地位を、共通な諸利害関係をつくりだした。だからこの大衆は、資本にたいしてはすでに一個の階級である。しかし、まだ、大衆それ自体にとっての階級ではない。さらに……闘争において、この大衆は自己を相互に結合するようになる。大衆自体にとっての階級に自己を構成するのである。<sup>(3)</sup>

問題自体のかかる基本的傾向は、資本制社会における労働者階級、勤労諸階層、小生産者層の生活問題を見る場合、それらは「貧困化」問題として接近する視角を、事体そのものが要求することとなる。

## 2、「貧困化」をめぐる問題の整理

労働者階級の生活問題に接近する場合、「貧困化」という視角が要求されるとするならば、「貧困化」をめぐる議論されている問題を整理して置く必要がある。もちろん、本稿は「貧困化」論を詳細に検討す

ることは直接の課題ではないし、その余裕もないので、問題の整理のみにとどめて置く。

その第一は、「貧困化」論をめぐる行われる論争点の簡単な整理である。

既に見たように、資本制生産の発展は、一方に資本の蓄積、他方に貧困の蓄積をもたらすが、その発展過程で、発展の手段としても結果としても、必然的、強制的に科学・技術の進歩、文化、生活水準の上昇をもなっている。しかしながら、それはあくまで資本制的剰余価値の生産、超過利潤追求、蓄積、の手段として、その枠内におしとどめられており不均衡と停滞を必然化する手段に転化し、対立的階級関係の激化をもたらすこととなる。<sup>\*</sup>

※ 「労働生産性の増大と社会的富の増加とを意味する技術の改善が、ブル

ジョア社会では、社会的不平等の増大、有産者と無産者との隔たりの拡大、勤労大衆のますます広範な層にとっての生活の不確かさと失業とさまざまな種類の困窮との増大の条件となる。<sup>(4)</sup>

また、独占段階における科学・技術の発展の矛盾について、芝田進午は、次のように指摘している。

「独占資本主義のもとでは、科学・技術・発展の二つの矛盾せる傾向（促進させる傾向と不均衡な発展あるいは未発展の傾向……筆者）は、いずれのばあいにも、労働者の苦痛を増大させる。科学・技術の急速な発展は、労働強化と労働災害の増大、過剰生産、恐慌、失業の増大をも

たらし、他方、その停滞、腐朽化も労働強化、労働災害、失業を増大させる。<sup>(5)</sup>

また、強制された欲望の新たな開発、生活水準の上昇は、生産力の発展または停滞という相矛盾する傾向によって、ともに利潤追求の原理のもとで作られた外面的、物質的な「ゆたかな社会」の反映であり、その不均衡と腐朽化によって、生活の内容を歪め、破壊し、生活不安の多面的な拡大をもたらすことによって、「繁栄のなかの貧困」を深めることとなる。

これらの資本制的本質を看過して、「貧困化」を「絶対的」「相対的」に二面化することによって、目の前の賃金の相対的な上昇とみせかけの物質的豊かさに目を奪われて、「絶対的窮乏化」の終焉を叫びたて、資本制生産の本質に目を被い、そのことによって、法則としての「貧困化」そのものをも流し去り、資本主義「変質」論とその「永続発展」論を勇気づけ、「貧困、隸属、頹廢、搾取の増大」への反発とそれらを作り出す制度への叛逆の必然的發展を隠蔽し、対立的階級関係の展開とその本質を見失ってしまうか、または、改良主義的運動の発展によって、事体の過酷な進行に対して、部分的、一時的に修正と改良を迫ることがあり得るし、また場合によっては必要であるが、それは「その作用が弱める」<sup>(6)</sup>に過ぎず、そのような資本家の譲歩によって、資本制枠内で「貧困化」が基本的に廃止または克服されるとするような「修正主義」的見解とその踏襲者達の誤りを指摘して置かねばならない。

※ 周知のように、「貧困化」理論の古典的な修正主義者として名高い、ベルンシュタイン、カウツキーをはじめとして、その後継者と同調者、例えば、コール、ストレイチー、ガルブレイス等々。なお「貧困化」理論における修正主義批判としては、ブレーゲリ『貧困化理論と修正主義』村田陽一訳新日本出版社が、一定の限界と制約を持ちながらも、なおすぐれたものである。七一年新訳に、小泉宏「『貧困化』論と修正主義について」が、「補論」として入れられており、原著のもつ限界と時代的制約を補っている。

しかしながら、また一方では、資本と生産の集中と集積の増大⇨貧困と搾取の増大という命題を、被救恤的窮民の現存とその再生産という側面のみ適用して、資本主義の発展とその段階規定を無視し、それぞれの段階で多様な局面に、様々の様相をもって現象する「貧困化」を、生活の物質的な基盤の悪化のみの問題に矮少化させ、労働者階級および勤労階層全体が、その生活の状態において、年々「絶対的」に悪化して行く、というように固定的、機械的に捉え、資本主義発展の中で、その必然的要請ともなる、科学・技術の進歩と、その新しい段階での「貧困化」の新たな現われを看過するのは原則の誤った機械的適用であり、一種の「教条主義」に陥る危険性を持っていることも同時に指摘しなければならぬ。<sup>(7)</sup>

※ マルクスは、労働力の価値規定における、歴史的、精神的（社会的）要

素について触れた部分において、次のように言っている。「食物・衣服・暖房・住居などのような自然的欲望そのものは、一国の気候的その他の自然的な諸独自性に依りて相異なる。他方において、いわゆる必然的欲望の範囲は、その充足の仕方と同じように、それ自身一の歴史的産物であり、したがってまた大部分は一国の文化段階に依存するのであり、なにかんづくまた本質的には、如何なる条件のもとで——したがって如何なる慣習や生活要求をもつて——自由労働者の階級が形成されたかという(7)ことに依存する。」

したがって、それぞれの国によって、またそれぞれの段階に「歴史的」に現われる矛盾の諸現象形態への対抗としての、主要には、矛盾の集中心としての労働者階級とその組織的抵抗に依拠するとはいへ、様々な階層で生活問題として現われる「貧困化」への対抗である「生活」や生命の破壊への反発、諸要求、民主的諸権利の獲得運動等々の発展、いわゆる「住民」——その主要部分は、労働者階級であるが——運動の発展という新たな局面を軽視せず、その必然性の論理を明確にして行くことが必要である。

エンゲルスが、「エルフルト綱領批判」の中で「『プロレタリアの数と貧困とはますます増大する。』このことは、こういう絶対的ないい方をすると、これは正しくない。労働者の組織、彼らの抵抗のたえまない増大、それらはおそらく貧困の増大にたいして、ある障壁をもうけるだろう。ところで確実に増大しているのは生活の不安である。」(8)といひ、ま

た、レーニンが、ベルンシュタインの「貧困化論」を批判して、「マルクスは、貧困、屈辱、その他の増大についてかたがただが、それと同時にそれに対抗的に働く傾向をも、またこの傾向を生みだすことのできる唯一の現実的な社会勢力をも、指示している。……第一に、資本主義が貧困を生みだしつよめる傾向をもつていふこと、右にあげた対抗的に働く傾向のないばあいには、貧困が巨大な規模にたつするというのを、われわれは現実に見ている。第二に、貧困が増大するというのは、肉体的な意味ではなく、社会的な意味で、すなわち、ブルジョアジーの需要や全社会の需要の高まりゆく水準と、勤労大衆の生活水準とが照応しない、という意味でいっているのである。……第三の点として、貧困の増大についての言葉は、資本主義の『境界地帯』にたいしてその正しさを完全に保持している。なおここで境界という言葉は、地理学的な意味(資本主義がいまようやく浸透しはじめ、しばしば肉体的な貧困ばかりか、住民大衆の直接の飢餓をも生みだしつつある諸国)にも、経済学的な意味(クスターリ工業や、一般におくれた生産様式がまだ維持されている国民経済部門)にももちいられている。」(9)と言っているのは示唆深い。

第二は、したがって、「貧困化」問題が、剰余価値生産の直接のないう手、つまり資本制的生産労働者の労働力価値の価格表現としての賃金の、労働力価値以下への低下の問題や搾取強化の問題としてばかりではなく、運輸・サービス労働者をも含めて、勤労諸階層の収奪の強化と生活不安の増大という観点からも、捉えられなければならないということである。さらに、「貧困化」の増大による不平等の増大という観点から

は、「(1)小生産者の収奪、プラス (2)小生産者の貧困化、プラス (3)搾取の増大、プラス (4)予備軍の増大。」<sup>(10)</sup>として捉えられなければならぬ。また、だから同じように、「貧困化」は労働者階級および勤労諸階層の生活の種々の局面に現われるのであるから、賃金または所得の問題や、その個別的消費支出のみの問題として、問題事体を表面的に矮小化してはならないということである。

第三には、資本による労働の指揮・支配の集中、「少数の資本家による多数の資本家の収奪」<sup>(11)</sup>、資本の集中。これらの諸過程、これらの諸傾向によって、労働者階級および勤労諸階層の貧困と搾取・収奪の増大が現われるのであるが、かかる事体の法則的發展を物的基盤として「たえず膨張するところの、そして資本制的生産過程そのものの機構によって訓練され結合され組織されるところの、労働者階級の叛逆も増大する。資本独占は、それと共にまたそれのもとで開花した生産様式の桎梏となる。生産手段の集中と労働の社会化とは、それらの資本制的外被と調和しえなくなる時点に到達する。この外被は粉碎される。」<sup>(12)</sup>

つまり、したがって資本制生産の發展そのものの中で、法則的必然性をもって、即自的階級から対自的階級へと成長し、組織され、自らの置かれた境遇に対する叛逆的実践を通して階級的連帯を獲得しつつある労働者階級と、基本的にはそれを先頭とする、同様な境遇に置かれた広汎な勤労大衆との統一的連帯のもとで、この制度の止揚をめざす運動もまた發展する。まさに「生活はおしえる」<sup>(13)</sup>

このように、事体の物的基盤の成熟は、その中で労働者階級の合法則

的な主体的条件をも整備させる。だから、労働者階級の主体性に根ざす観点が用意されなくてはならず、現代われわれが当面している事体はそれを強く要求している。

〔注〕

- (1) マルクス『資本論』長谷部訳 青木書店版 2 一一五九頁。
- (2) マルクス同上 九九七頁―九九八頁。
- (3) マルクス『哲学の貧困』『全集』第四卷 大月書店 一八八頁―一八九頁。
- (4) レーニン『党綱領改正資料』『全集』第二四卷 大月書店 四九五頁。
- (5) 芝田進午『科学・技術革命の理論』青木書店 一九七一 四一頁。
- (6) マルクス 前掲 4 三四八頁。
- (7) マルクス 前掲 I 三二〇頁―三二二頁。
- (8) エンゲルス『エルフルト綱領批判』『選集』第一七卷下 大月書店 三七九頁。
- (9) レーニン『カウツキー』ベルンシュタインと社会民主党の綱領』の書評』『全集』第四卷 大月書店 二二五頁―二二六頁。
- (10) レーニン『プレハーノフの第一次綱領草案にたいする意見』『全集』第六卷 大月書店 七頁。
- (11) マルクス前掲 2 一一五九頁。
- (12) マルクス同上。
- (13) レーニン『生活はおしえる』『全集』第一八卷 大月書店 五五六頁。

### 三、炭鉱「合理化」の現段階的性格と形態

前項の考察によって提示された若干の基本的諸前提を踏まえた上で、資本主義の全般的危機の新しい段階といわれる現段階の日本における特殊な状況のなかで、それらが現実によどのような運動諸形態をもって現象し、どのような問題をわれわれに提起しているかを見ることにした



い。

その場合、ここでは対象を炭鉱労働者の生活に求め、特に現代「合理化」の一つの典型としての炭鉱「合理化」の進行過程のなかで、彼らの現実の生活において、それがどうなっており、彼らはそれにどのようなように対応しているかを、若干の資料によって分析を試みる。<sup>※</sup>

※ 炭鉱「合理化」を、現代「合理化」の一つの典型とみなす観点に対しては、批判が起り得るであろう。その批判の論点の主なものとは石炭産業の一種の後進性を指摘し、そこでの「合理化」が、「合理化」Ⅱ「技術革新」Ⅱ「生産性向上」の論理からは「特殊」なものとして取扱かわれる点にある。もちろんここでも、個々の産業や企業における「合理化」の具体的内容における特殊的性格や、その個々の現われの相異を全く否定するものではない。しかしながら、資本制社会における「技術革新」(生産技術の発展)の一般的性格は、基本的には資本の有機的構成の高まりとして捉えられらるものであり、また資本主義の全般的危機の段階にあらわれる「合理化」の現段階的特殊性は、資本制生産の一般的法則の特殊の段階における特殊の現象形態として捉えられるものである。したがって、個々の産業や企業におけるその具体的内容の「特殊」さや、現われの相異に目を奪われて、「技術革新」や「合理化」と言われる事柄の資本制的本質を、それらの内に解消してはならないと考える。

## 1、炭鉱「合理化」の現段階的性格

炭鉱「合理化」が、戦後段階で一つの頂点に達するのは一九五五年以降であるが、それは、日本の石炭産業の伝統的停滞的性格をもとに「石炭斜陽」論、「エネルギー産業の体質改善」等々が、経済「自由化」「新産業体制」を背景として論じられ、他方では、石炭から石油へのエネルギー転換による「エネルギー革命」が、「さけがたい」傾向として背景をなしていたと言われている。

しかし、このことは「合理化」反対闘争に対する分裂の思想的テコとして利用されながら、石炭産業のかかる困難さもあって「合理化」推進が、「国策」として強行される事体の有力な基盤ともなった。

例えば、有沢調査団の名で知られる有沢広巳は、「経済的合理性と技術的進歩とによって推進されるエネルギー源の転換は、歴史的な必然であって、エネルギー革命と呼ばれるにふさわしい<sup>(1)</sup>」と言ひ、また星野省也は、「石炭から石油への世代の交替は、経済性その他の面から考へてもはや避けることのできない<sup>(2)</sup>厳しい事実」であり「昭和二八年ころから、国際貿易の進展等に伴い、石油の進出が世界的な傾向として顕著となり、石炭の経済性は急速に減退し、ここに石炭産業は、従来の景気変動過程における不況とは本質的に異なる構造的な不況に陥るにいたつた<sup>(3)</sup>。」と言っている。また別の所で「わが国においても炭鉱ストライキは、皮肉にも、石炭供給に対する不安を招き、石油進出の契機となった。また、戦後の石炭産業が石炭の増産にのみ徒り企業合理化を怠ったため、高炭価問題が生じ、これが石油進出を促す一つの契機<sup>(4)</sup>」となったとしている。このことは、炭鉱資本が好景気のときは、資本なしの労働

集約的生産増強を行い、不況の時は、労働者の削減と労働強化によって対応して来たことの裏返し表現になっており、また石油の進出によって「構造的不況」にいたったことは、今日の炭鉱「合理化」が、日本のエネルギー独占の民族資源を放棄した後退的経営によって、労働者を犠牲にして推進されたものであることを物語っている。そして、炭鉱ストライキが、あたかもかかる事態を引き起した原因であるかのごとく言い、「企業合理化を怠った」ための「高炭価」が「石油進出の契機」となり、その対策として政府が「重油ボイラーの設置を奨励したことが、石油進出の決定的契機となつた」と言われる場合、それは、独占資本の利益擁護と石油資本への追従が、「国策」として促進されたものであることを示している。

堀江正規は、この間の事情について「アメリカ『石油帝国』のエネルギー支配がすすむにしたがって激化する石炭産業の危機を分析するにあたって、次のことを銘記しておかねばならぬとおもう。それは、現在の段階においては、石炭産業の危機を構成する社会経済的ないし社会階級的な内容に、従来とはちがった変化が生じている。ということである。いまでは、石炭産業の危機は、従来のように、古い停滞的な利潤生産の機構にしがみつきこうとするに石炭資本家の利害によって一面的に導き出されるのではなく、国内エネルギー諸部門をおしのけ、かつ従属させながら発展する『石油帝国』の利害、さらにその『石油帝国』に従属しながら『獅子の分け前』にありつきこうとする国内独占資本（電力・鉄鋼・セメントなどの非炭鉱諸部門の独占資本と炭鉱独占資本）の利害によって、いっ

第1表 一次エネルギー供給構成の推移（石炭換算）

品 目		年 度				
		1952	1957	1962	1967	1972
水	力	28.7	27.8	20.2	16.5	12.7
	子	—	—	—	1.2	0.9
石	炭	51.3	44.4	33.3	24.1	16.9
	国内	(45.9)	(38.9)	(26.9)	(18.1)	(12.3)
亜	炭	0.9	0.7	0.3	0.2	0.1
	油	11.4	21.6	42.6	56.2	66.9
石	国産	(0.6)	(0.4)	(0.7)	(0.5)	(0.3)
	輸入	(10.8)	(21.2)	(41.9)	(55.7)	(66.6)
そ	の	7.5	5.5	3.6	2.8	2.5
合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
輸	入	(16.2)	(26.7)	(48.5)	(62.1)	(72.2)

（資料）産業構造調査会総合エネルギー部会報告書より。

そう包括的に規定される。その意味で『石油帝国』による日本のエネルギー支配が第一義的な規定性をもっているのである。<sup>(6)</sup>と述べている。上述のように言われる事体を、その主要な側面において、いくつかの資料によって見て置こう。

一次エネルギー供給構成の推移で見ると第一表の通りである。国内エ

第2表 石油精製産業における外資の比重 (1962年度)

外資合弁会社	払込資本金総額 に占める比重	販売能力に占める 比重
カルテックス・グループ	24.4%	19.3%
日本石油	11.5	19.3
日本石油精製	9.2	—
興亜石油	3.7	—
エッソ・モービル・グループ	26.7	18.3
東亜燃料	10.4	—
ゼネラル物産	1.9	6.3
ゼネラル石油	1.2	—
日本魚網船具	1.2	2.3
日網石油精製	1.2	—
モービル石油	4.6	9.7
エッソ・スタンダード石油	6.2	—
タイドウォーター・グループ	7.6	9.5
三菱石油	—	—
ユニオン・グループ	13.3	10.2
丸善石油	12.7	10.2
丸善石油販売	0.6	—
ミエル・グループ	6.4	15.0
昭和石油	3.5	5.1
昭和四日市石油	0.1	—
シェル石油	2.4	9.9
計	78.4	72.3

(資料) 通産省「石油産業の現状」より作成

エネルギー供給における石炭の位置が、五二年五一・三%から六七年二四・一%に減少し、石油は五二年一一・四%から六七年五六・二%に増加しており、その内の九九・三%が輸入によっている。このことから国内エネルギー供給における輸入石油依存度の深まりを見ることができ、石油精製産業における外資依存度を見ると第二表のようになる。これは、一九六二年一月現在で「七大石油会社でわが国の石油会社に対し資

本参加している会社には……モービル石油(東亜燃料工業二五%)、エッソ・スタンダード石油(東亜燃料工業二五%)、ゼネラル石油五〇%)、カルテックスIIスタンダード・カリフォルニア石油とテキサス石油の合併会社(日本石油精製五〇%)、興亜石油五〇%)、アングロ・サクソン石油シェル・グループ(昭和石油五〇%)があり、七大石油会社の内の五社(米系四、英系一)までが資本参加を行っている。これらの五社は資本参加のほかに設備資金等の貸付、技術指導を行うとともにその必要とする原油の全量を独占的に供給する契約を結んでいる。<sup>(?)</sup>と言われる事体との関連で捉えると、アメリカを主流とする国際石油独占資本の日本エネルギー部門への浸出、緊縛強化と国内エネルギー独占のそれへの追従と後退が伺えるであろう。<sup>\*</sup>

※ 「石炭産業を危機においこんだ最大の要因は、戦後、アメリカ『石油帝国』の支配がわが国のエネルギー産業と市場にたいし急速に浸透していったこと、しかもそれに従属する日本独占資本と政府のエネルギー政策が、民族的なエネルギー資源である石炭を放棄し、『安い石油』へ傾斜した『石炭合理化』計画をうちだしたことにある。こうしたアメリカ帝国主義のエネルギー支配と従属的なエネルギー政策が、鉱区の私的独占、野放図な国家的収奪、無権利な低賃金労働のうえにながくあぐらをかいてきた石炭資本の寄生的・停滞的性格とからみあうなかで、石炭産業の危機はぬきさしならぬところにおちこんでしまったのである」<sup>(8)</sup>

第3表 石炭生産における大手炭鉱の比率

年 度	1958	59	60	61	62	63	64
全 国 生 産 (a)	48,489	47,886	52,607	55,413	53,587	51,099	50,774
大 手 (b)	31,132	30,829	33,805	36,874	36,313	35,400	35,356
同 比(a/b)	(64.2)	(64.4)	(64.3)	(66.5)	(67.8)	(69.3)	(67.7)
中 小	17,357	17,057	18,539	18,539	17,274	15,699	15,418
同 比	(35.8)	(35.6)	(33.5)	(33.5)	(32.2)	(30.7)	(30.3)

(出所) 「現代国有化の研究と炭鉱国有化構想の提案」 平和経済計画会議炭鉱国有化委員会による。

この「合理化」過程を、別の側面から見ると、それは大手独占資本への生産と支配の集中となって現われる。それをいま、全国の石炭生産高に占める大手独占資本の位置で見ると、第三表のようになり、独占化が一層進んでいることが理解できる。しかしながら、筑豊においては、六二年、七二・九%から六四年、五六・九%へと後退している。このことは、大手独占化の進行が大手独占資本による筑豊の低利潤中・小鉱山の切捨てによる利益擁護として進められていることを意味する。

ドッジ・プランによる戦後日本経済の「転換」と「再編成」を土台とする、このような炭鉱「合理化」の傾向は、一九六二年の有沢調査団の「炭鉱合理化は国策であり、労使が一体となって国策を遂行せねば、企業の安定も、労働者の生活安定もない」という指摘にも見られるように、それはまさに「国策」として促進された。特に「一九六〇年頃より後は、実質的にはビルドなしのスクラップ化が政策的に推進された。それは大手炭鉱の近代化を前提とした劣悪炭鉱のスクラップ化ではなく、大手資本を丸抱え的に国家が保護するに当って、その他の資本をいかに速やかに、かつ安上がり廃棄するかという政策であった。」<sup>(9)</sup>と言われる。

## 2、「合理化」の具体的形態

このような日本における特殊的性格をその背後に持ちながら進められる、炭鉱「合理化」は、具体的にはどのような様相で現われたかを見ることにしよう。

第一にそれは、一方での「閉山」による企業数と労働者の急速な減少、

第4表 九州における炭鉱数・労務者数・出炭実績の推移 (1953—63) t

年	炭 鉱 数		実働労務者数		出 炭 実 績 (九州) t		
	3 月	9 月	3 月	9 月	3 月	9 月	年 計
1953	468	455	223,193	193,094	2,499,056	1,794,891	23,409,781
54	457	396	188,202	169,255	2,156,009	1,912,024	23,193,932
1955	398	416	163,743	159,704	1,996,190	1,917,989	22,959,948
56	438	434	163,875	164,600	2,205,419	2,043,211	25,888,371
57	446	441	168,095	174,764	2,159,236	2,264,461	27,911,755
58	393	399	162,698	166,697	1,789,078	2,220,598	25,917,633
59	347	363	142,661	152,887	2,165,810	2,038,903	24,433,070
1960	347	359	128,407	138,067	2,464,117	2,078,628	26,146,273
61	315	336	105,154	114,909	2,513,811	2,225,262	29,193,996
62	227	280	83,104	92,975	2,426,966	2,118,636	26,763,996
*63	223	193	81,302	74,226	—	—	—

(九炭労調べ)

\*はいづれも4月・7月

第5表 大手18社と中小の労働者構成及び能率の推移

年	労働者構成		実働人員				臨時夫 請 負		実働全坑能率	
			坑 内		全 坑					
	大	中 小	大	中 小	大	中 小	大	中 小	大	中 小
1962.4	94,536	50,077	126,478	69,244	3,065	1,643	21,436	7,731	23.0	22.1
1963.3	81,713	39,196	105,891	53,594	2,756	1,927	18,278	7,870	31.9	27.9
1964.4	63,131	30,456	78,410	41,445	3,122	1,881	15,205	6,979	34.5	31.6
1965.3	62,049	27,449	75,747	37,032	3,541	1,452	15,219	6,159	42.2	35.8

(日本石炭協会調べ)

また「人べらし合理化」による失業の増大であり、地方でのそれと裏腹な驚異的高エネルギー出炭である。

炭鉱数にして、一九五二年九四九から一九六四年二六一に減少し、労働者（常用労働者）数にして概算、一九四八年一四五万から一九六五年一十一万に減少している。反面、月出炭能率は、一九五五年三月で労働者一人当り一七トンから一九六九年六八・四トンと四倍以上になっている。このことだけと見て、「合理化」の過激さが理解できるが、それを少しくわしく分析することによって、その内実を明らかにしたい。九州におけるそれらの減少と出炭実績の年次推移を見たのが第四表である。表によって明らかのように九州だけでも、五三年―六三年の一〇年間に、炭鉱数にして二四五の減少、実働労働者数にして一四一、八九一名にのぼる減少を見せている。これらの減少にもかかわらず、出炭実績は五六年以来ほぼ同程度の数を維持している。それを福岡県にしほって見ると、一九五七年、炭鉱数―二六四、出炭量―一、八九〇万トン労働者数―一一九、〇〇〇人、七一年五月、炭鉱数―二二、出炭量―八五万トン、労働者数―一一、〇〇〇人となる。これは、炭鉱数、労働者数の絶対的減少に対する出炭の相対的増加を物語るが、これは一体どこから来るのであるか。坑員一人当り一ヶ月の出炭能率の推移を見れば第五表のようになるが、この高エネルギー出炭の内実は、単純に「技術革新」による生産性の「向上」として捉えてよいのであろうか。それを明らかにする為には、労働者の就業状況、労働時間構成および従業員構成の変化などを追って見る必要がある。まづ就業状況は、第六表によって見る

第6表 常用労働者就業状況 (1,000人・1,000時間)

就業状況 年	稼働 人	稼働 延数	稼働時間数		稼働者1人1日 当りの基準外稼 働時間数(時間)	稼働率			基準外 労率
			基準内	基準外		平均	坑内	坑外	
60年度	66,290	73,520	510,491	79,961	1.2	97.7	93.4	108.1	15.7
61 "	57,530	63,983	440,429	73,479	1.3	97.3	93.0	108.6	16.7
62 "	48,393	54,144	370,405	63,486	1.3	98.1	94.0	110.0	17.4
63 "	37,549	42,564	287,649	53,710	1.4	100.2	96.4	112.4	18.7
(63/60)	(57)	(58)	(57)	(67)	(118)	—	—	—	—
63年12月	2,982	3,390	22,592	4,632	1.5	101.6	97.6	113.8	—
64年12月	2,584	3,116	19,768	4,070	1.6	103.6	100.3	115.5	20.6

(64年12月分は稼働延方数より算出)

(出所)「現代国有化の研究と炭鉱国有化構想の提案」平和経済計画会議炭鉱国有化委員会による。

第7表 基準外労働への依存度（出炭100トン当り工数に占める基準外工数の割合）単位%

年・月 大手・中小別		60.12	61.12	62.12	63.12	64.12
		大 手	12.9	15.9	13.6	15.7
中 小	15.5	13.7	15.9	16.9	16.2	
全 国	13.3	14.2	14.2	16.0	16.2	

（出所）「現代国有化の研究と炭鉱国有化構想の提案」平和経済計画会議炭鉱国有化委員会による。

と、稼働時間数における基準外時間（超過労働時間）の構成比の相対的な増加と、稼働率の増加——とりわけ坑外におけるその増加——の傾向を知ることができる。さらに出炭一〇〇トン当りの基準外工数の割合を、第七表によって見ると、それが増加傾向にあることを知ることができる。これらのことから、労働強化と労働時間の延長が強まる傾向にあることが理解できるであろう。その他に、標準作業量の引き上げ、二四時間連続採炭システムの採用、それにもなう面交替の実施と二時間の常時残業、在切羽時間延長のための人車のスピード・アップ、残業・公休出勤・休息時間の買上げ・返上、作業範囲の拡大、出勤不良基準の設定による

第8表 従業員の構成比推移

年 度		60	61	62	62
		区 分	60	61	62
全 従 業 員 数		100	100	100	100
常 用 勞 務 者	大 手	78.7 (64.5)	76.3 (64.6)	75.2 (66.4)	72.8 (65.0)
	そ の 他	(35.5)	(35.4)	(33.6)	(35.0)
職 員	大 手	10.2 (62.0)	10.6 (61.8)	10.7 (64.6)	10.9 (62.3)
	そ の 他	(37.6)	(38.2)	(22.6)	(37.7)
臨 時 勞 務 者	大 手	2.0 (52.2)	2.3 (53.8)	2.1 (58.9)	2.8 (60.0)
	そ の 他	(47.8)	(46.2)	(58.9)	(40.0)
請 負 勞 務 者	大 手	9.0 (70.7)	10.8 (72.7)	11.9 (69.7)	13.4 (68.9)
	そ の 他	(29.1)	(27.5)	(30.1)	(31.1)

年度はいつでも年度末。（ ）内は区分内での大手その他の比率。  
（出所）「現代国有化の研究と炭鉱国有化構想の提案」平和経済計画会議炭鉱国有化委員会による

内実であるが、従業員構成比——第八表——の推移を見るとそれが単に本坑員の労働強化、労働時間の延長によってのみもたらされるものではないことがわかる。つまり臨時労働者および請負労働者の低賃金・不安定労働への依存度を強める傾向によっても高能率出炭が維持されているのである。それは、出炭の絶対量の確保としてばかりではなく、本坑員一人当りの能率として計算されることによって、この内実は消え去り、外面上は能率の上昇として現われるのである。それを、九州における石

出勤督促などの諸方法による労働時間の延長が報告されている。<sup>(8)</sup>「常用労働者」つまり本坑員にかかる労働状態が出炭能率を高めている一つの

第9表 九州における石炭生産と労働者構成及び能率の推移。

種別 年度	炭 鉱 数	生産実績 (千t)	常用労働者 (A)		能 率 (1人ヶ月)	臨 時 夫 (B)	請 負 夫 (C)	B+C/A
			坑内夫	坑外夫				
1965	106	21,873	36,784	10,240	36.5	1,748	8,779	22.3
66	91	21,466	35,198	6,464	38.7	1,260	8,704	22.3
67	70	20,153	28,966	8,035	50.8	1,099	6,810	21.4
68	61	20,076	24,558	7,084	54.6	1,061	5,866	21.9
69	40	17,482	16,064	4,773	68.4	655	4,727	25.8

福岡通産局調べ「九州産労資料月報」より作成。

第10表 坑内夫比率・稼働率・出勤率

年 度	坑内夫比率	稼働率	出勤率
1961	73.8	97.3	87.5
62	75.8	98.1	87.7
63	77.4	100.2	88.5
64	79.4	102.4	84.8
65	79.9	100.8	82.8

「九州産労資料月報」197, 1966 P.34.

炭生産と労働者構成および能率の一九六五年以降の推移を見たのが、第九表である。炭鉱数の急激な減少にともない、出炭実績、常用労働者の絶対量の減少が引き続き見られるが、臨時夫、請負夫のそれに対する比率は、各年とも二二%前後に維持され、特に六九年は、二五%を上まわっている。特に注目には値いするのは、能率の驚異的な上昇である。

さらに、このことは、直接的生産部門への傾斜的労働集約と間接および坑外部門への集中的「人べらし」と労働日の延長という傾向を強く持つこととなる。第十表。

かかる諸傾向は、独占資本の側に生産と支配の集中をもたらす反面、



独占資本系列の低利潤鉱山の切捨、閉鎖、中・小炭鉱の閉山による失業者と生活困窮者の増大をもたらすが、そればかりではなく、第二会社化、租鉱化、関連部門の切離しとそれにもなう同じ従業員の新規雇用の採用、停年および人員整理による離職者の臨時夫化、請負夫化などが、ごく日常的に見られる。このことは、実質的な賃金の切下げであるばかりではなく、諸権利の剝奪、労働条件の絶対的な悪化をもたらすことを意味する。

※ 炭労は、炭鉱労働者の職場と生活の実態を調査し、直接生産部門の状況は、「生産率はいちじるしい上昇」「これは長時間労働のおしつけと労働密度の引上げによるものである」と報告し、数多くの実例でそれを示している。

「北海道のA炭鉱の職場の現状は、その典型ともいえるものである。ここでは、一方の作業工程が残業をみこんでくまれており、職制支配の強化とあいまって、このシステムのもとで労働強化が強制されている。採炭職場では、二人一組で一つの受持区域を担当し、たがいに能率をきそいあわせられ、連日一・五〜二時間の残業をさせられている。この中で、自分だけ残業しないで定時昇坑することができないような雰囲気は会社側の手によってつくられている。もしこれに反して定時昇坑すれば、会社にはらまれて本番からはずされ、代番要員として条件の悪い現場にまわされることさえある」<sup>(10)</sup>

また、間接、抗外部部門における状況についても、「人員不足は直接部

門よりさらに大きく、作業区分はみだれ、受持範囲の拡大、兼務、工数削減などが……おしつけられている」と報告している。

「C炭鉱の場合、施設の保全、維持にあたる職種―軌道夫、通気夫は、人員が削減されたうえ、出炭増強にともない、仕事は大幅にふえており、残業、休憩時間買上げがあたりまえのようになってい<sup>(11)</sup>る。」

以上、若干の側面から、日本における現代の炭鉱「合理化」の具体的な形態を見たのであるが、それは、「技術革新」、機械化、生産機構の「近代化」や、いわゆる「経営合理化」による「生産性向上」、として捉えられている事柄よりも、むしろ、石炭から石油へのエネルギー資本の有利な「転換」政策が、中・小炭鉱資本を廃棄し、一面では、独占化を進める一方で、他方では独占資本の利益を擁護しながら低利潤部門からの資本の引上げを行い、他面では、原生的労務関係を維持・温存または復活させることによって、あるいは、労働強化、労働時間の延長など労働者に犠牲を押しつけることによって進められていることが理解できる。

※ さらに、「合理化」進行過程で、社内保育所や水道施設などの公営への移管、福利厚生施設の休・廃止・節約などをともないながら進められているのを見ると、それは、生産点における労働者の状態の悪化を主導因とする、労働者の生活全体の悪化を引き起こさずにはおかず、きわめて深刻な事体を露呈することとなる。

※ このような状況を白水洪平氏は次のように報告している。

「この時期の『合理化』のメカニズムはつぎのようなものであった。

大手炭鉱では資本過剰化の進展に対処して、少数の優良鉱区に生産を集中し、そこでは運搬能力の増強やカット採炭法の採用などを軸に、最少数の人員で最大限の生産能力をあげることがはかる一方、多数の老朽炭鉱を労働者ぐるみ中小炭鉱化するか、または閉鎖した。この不良鉱と労働者の大量的な行きすてによって、戦後炭鉱地帯に吸引された都市的労働力をはじめ、農村出身をもふくめたばく大なはずの労働者が失業したが、かれらは大多数が農村に帰ることもできず筑豊地域に滞留した。この炭鉱に再就職する以外に生活の方法をもたない膨大なはずの失業者の存在は、大手資本が下請けを利用して利潤の増大をはかることを可能としたし、ひいては直轄労働者の搾取強化の手段ともなった。また中小炭鉱の大多数が石油資本によって倒産の危機に直面させられたさいにも、賃金切り下げ、標準作業量の引き上げなどによってきりぬけることを可能にした。……大手炭鉱では『老朽鉱』を分離して、第二会社または系列炭鉱とすることによって、赤字をいっきよに黒字とすることができた。そこでは昨日までの大手炭鉱労働者が、同じ場所で働き、生産した石炭は昨日までと同様大手炭として販売されるにもかかわらず、中小炭鉱の劣悪な労働条件に甘んじなければならぬ。その変化が赤字を黒字にかえる秘密なのである。しかもこの場合、石油との競合によって、採算が赤字となったということを大義名分に、労働者の抵抗をかわし、堂々と労働条件の切り下げがおこなわれたのである。このようなことは『老朽鉱』にかぎったことではなく、直轄炭鉱でも、余剰人員として整理された労働者が、請負組夫として同じ職場で働く例は少しもめずら

いことではなかった<sup>(12)</sup>

〔注〕

- (1) 有沢広己『日本のエネルギー問題』岩波書店、一九六三 はしがき。
- (2) 星野省也『日本のエネルギー問題』ダイヤモンド社一九六四 二頁。
- (3) 同上 一二九頁。
- (4)(5) 同上 一五六頁。
- (6) 堀江正規『炭鉱合理化と労働者階級の立場―石炭業調査団の答申をめぐって―(その1)』《季刊経済》5 一九六三 四五頁―四六頁。
- (7) 星野省也 前掲書 二六七頁。
- (8) 戸木田嘉久『現代の合理化と労働運動』労働旬報社 一九六五 二八三頁。
- (9) 市川弘勝、北田芳治編著『国家独占資本主義と日本の産業』青木書店 一九六七 一二七頁。
- (10) 日本炭鉱労働組合「ヤマにおける炭鉱労働者の職場と生活の実態―支部実態調査報告」九州産労資料月報 二〇三 一九六六 二頁。
- (11) 同上四頁。
- (12) 白水洪平「筑豊失業地帯」経済 四二 一九六七 九二頁。

#### 四、労働者生活への諸影響

以上に見て来たような、現代日本における炭鉱「合理化」の進行が、労働者の生活にどのような影響を与えているであろうか。その重要ないくつかの側面から、それらの様態を見て行こう。

この場合、問題とさるべき労働者の「生活過程」が、資本制的剰余価

第11表 石炭鉱業「合理化」による失業者発生率

種別 年度	失業者総数 (全県A)	石炭鉱業 (B)	関連産業 (C)	B+C /A
1955	19,223	8,214	394	44.8
56	12,050	6,024	166	51.4
57	9,466	3,129	8	33.1
58	17,440	10,406	60	60.0
59	15,340	11,455	491	77.9
60	13,366	9,723	94	73.5
61	10,573	7,904	89	75.5
62	19,216	11,784	110	61.9
(1~10月) 計	116,674	68,639	1,412	60.0

福岡県職業安定課調べ。

値生産過程に組込まれているかぎりにおいて、労働力の消費過程と労働力の再生産過程の統一として捉えられるとするならば、ここでは、労働力の再生産過程を前項との関連において見て行こうとするものである。その際、必要なかぎりにおいて、日常的な生活が行われる範囲としての「地域」の問題も、生活の地域的条件として視野に入れて置くことにはたい。

1 失業・生活不安の増大

既に見たように、炭鉱「合理化」が、「閉山」と「人べらし合理化」—その内実は上述の通りであるが—による急速な炭鉱労働者数の減少を

第12表 福岡県における生活保護の推移

項目 年度	世帯数	人員数	保護率
1961	52,349	168,157	44.2
62	64,031	209,010	54.0
63	77,084	251,316	64.7
64	78,203	241,512	60.5
65	79,677	232,804	58.7
66	84,596	237,866	60.0
67	86,371	232,679	58.7
68	85,953	229,663	57.8
69.2	83,393	211,449	53.0

福岡県統計課資料より作成  
保護率=人口1000分比

もたらすものであったが、それは逆に見れば、失業と生活不安の増大である。

まず、古くから筑豊炭田をかかえて来た福岡県における石炭鉱業および関連産業の失業者の発生状況を見ると、第十一表のようになる。五

五年から六二年一〇月までの期間における両者の延失業者数は、七〇、〇五一一人に達し、その失業者総数中にしめる比率は、平均六〇%にもおよんでいる。

それを、生活保護受給率の増加という面から見ると、炭鉱「合理化」にともなう失業者の生活がどうなっているかを知ることが出来る。福岡

第13表 筑豊産炭地における生活保護率の推移

年 月		年 月							
		57年12月	58. 12	59. 12	60. 12	61. 12	62. 12		
地区別									
全	国	18.2	17.6	17.9	17.6	17.4	17.5		
全	県	20.1	22.6	29.6	35.8	43.0	48.6		
全	市	20.7	23.1	28.9	32.9	39.4	44.6		
田	川	市	25.7	37.1	62.1	81.7	88.4	93.3	
直	方	市	23.2	31.3	49.2	54.3	71.4	80.3	
飲	塚	市	17.3	17.7	22.7	41.6	52.6	59.1	
山	田	市	23.9	27.4	40.1	70.2	78.6	88.9	
中	間	市	—	34.1	39.9	39.8	53.7	102.3	
大	牟	田	市	55.1	59.4	73.9	85.2	86.6	89.7
全	郡		19.0	21.6	30.7	41.0	49.7	55.9	
鞍	手	郡	26.4	31.9	57.9	72.1	85.6	101.4	
嘉	穂	郡	21.5	27.0	38.2	65.6	85.3	97.0	
田	川	郡	33.5	40.5	64.1	91.6	110.2	124.8	

福岡県統計課資料より作成  
保護率=人口1,000分比

県全体の六二年六月現在における保護率と人員は、人口千人比で四八・六、一九四、六一五人で全国第一位であるが、その六一年以降の推移を見たのが第一二表である。それをさらに、筑豊産炭地において見たのが第一三表である。産炭地五市三郡の平均保護率と人員は、六二年六月現在で、一〇四・六、九三、八一九人という高率になる。まさに「筑豊はほう大な失業者のプール」<sup>(1)</sup>になっていると言わねばならない。

※ 徳本正彦は「炭鉱離職者の滞留状況」について次のように報告している。「筑豊地域における昭和三〇年から昭和三五年までに発生した炭鉱離職者の滞留数とその割合は次のとおりである。

- 一、直鞍地区（直方、鞍手……筆者、以下同） 四一七四人 四七%
- 二、嘉飯山地区（嘉穂、飲塚、山田） 九七八九人 四二・一%
- 三、田川地区 四九一〇人 三四%

この数字に明らかなように全離職者の四〇%前後が失業状態のまま滞留していることになる。各地区の中でも、所によっては、……割合の高い所がある。たとえば山田市では全炭鉱離職者の七二%がそのまま失業状態で滞留しており、田川市では七三%、直方市では五九%、糸田町では五八%、稲築町では五六%、穎田町では五五%がそれぞれ失業状態で滞留しているのである。なお、全失業者数を、職業安定所における求職状況をとおしてみると、筑豊地域での一般月間有効求職者をあわせると、昭和三六年現在でほぼ二万名を前後しており、このほか職安をとお

さない求職者、臨時夫、農業手伝い、ボタ拾い等の不安定就労者、失対就労者、さらには生活保護受給者をくわえてみると、その総数は、さらにその数倍に達するであろう。<sup>(2)</sup>」

このように、炭鉱「合理化」によって生み出された生活困窮者がたどる、被救恤的窮民への道程はどうなっているであろうか。本稿冒頭に示した例がその典型の一つであるが、依田精一の分類に従いながら典型的事例によってそれを見て置こう。

例 a B氏は四三才、妻四〇才、遠賀郡の貧農の二男。高小卒業、直ちに遠賀郡日本炭鉱に約一五年勤務、昭二六年より福富炭鉱採炭夫となる。昭三〇年六月九日、坑内落盤により骨盤骨折、入院加療中、長女一六才を頭に二男三女、(未女)は三才、家族七人、長女は直方市に女中奉公中で、五百円宛送金してくる。生活保護を昭三一年七月より受給中。<sup>(4)</sup>

例 b E氏七一才、生えぬきの炭鉱夫、妻六八才、全盲、長男三五才幼い時炭車に軋かれて両腕切断されブラブラしている。小学校卒業以来貝島大之浦坑勤務、その後一時兵役および外地に約一〇年いたが縁故を求めて昭一〇年再入社、坑内四〇年。昭和二〇年停年退職、その後小ヤマを転々、昭和三二年一〇月頃より神経痛のため労働不能。勤務中は優良坑夫だったらしく表彰状が四つ壁を飾っている。昭和三三年一月より保護開始。どういふわけか配電を

断たれて、雑木を七輪でもやして電灯の代りをしている。<sup>(5)</sup>

例 c H女四三才。父はわたり坑夫、夫も中小炭坑のわたり坑夫だったが昭三二年七月落盤により死亡。Hは加茂鉱に洗炭婦として働く。一カ月二五方×三百円。娘一あり一五才、昭三二年五月より生活保護開始。娘(昭三三年四月中卒)も同じく洗炭婦として母と同所に勤務。一カ月二〇方程度勤務。したがって、五月より保護打切。昭三四年一月加茂鉱閉山。三月より生活保護再開。一〇月よりH失対に就労。月約二〇日就労と認定。扶養能力ある親族なし。<sup>(6)</sup>

例 d L氏三五才、妻三〇才幼児二才と三才。中小鉱わたり鉱夫だったが昭三二年、借金のかた代りに、八幡市IS鉱(昭三二年一月)坑内夫となる。しかし、ことは有名な暴力ヤマで、満勤しても(二五方、二交代)九千円程度、それも経営不振というので三分の一は、紙屑同然の金券支払い。欠勤すると係員に暴力で脅される。炭住のなかに迄、職制の支配が行きわたっている。御用組合の幹部は暴力団。このヤマでは、全鉱員百名のうち三分の二が、昭三四年三月より生活保護を集団受給中。<sup>(7)</sup>

このような事例を分析した後で、依田は「この沈澱と並行して、家族の崩壊もすすみ、最低のルンプロ層にいたって、家族はばらばらに崩壊し、家族の結合意識は勿論のこと、形態的にも家族の形をとどめえなくなり、ついには一家離散ということになる。」<sup>(8)</sup>と指摘している。

炭鉱「合理化」の与える一面として、閉山・「人べらし合理化」―失業・半失業―被救恤的貧困化―家族の崩壊を見たのであるが、それは、

「炭鉱離職者」に限ったことではない。歴大な失業者、半失業者の地域的沈澱は、他方では産炭地の経済的疲弊化をもたらさずには置かない。炭鉱関連産業はもちろんであるが、特に炭鉱町に寄生している小生産者、自営商店経営者層の生活にも深刻な影響を与えている。また、炭鉱関係の税収入の急減と失対事業費、生活保護費の地方自治体負担の急増を主要因として、関連地域における市町村財政が逼迫化している。第一四表。

第14表 田川市における失対事業費及び生活保護費の市負担の増加

年 度	失対事業費 (千円)	生活保護費 (千円)
1957	27,787	14,630
58	22,415	18,435
59	33,767	32,941
60	53,747	46,073
61	73,290	61,325
62.3	91,835	87,139

田川市調べ

このことはまた、「地方交付税」「国庫支出金」の相対的増加を導き出すことによって、地方自治体の行・財政への国家の干渉、支配の強化となつて現われ、地方自治そのものの形骸化が進行することとなる。<sup>(9)</sup>

※ 産炭地域振興対策も、その性格は次のような指摘を見る時、それは、産炭地住民の生活を保障するものではなかったのである。

「政府は石炭資本の廃棄、労働者の排除を強行するに当って、労働者および地域住民を説得し社会不安をさしづめる目的で、石炭にかわる産業を産炭地域におこすことを約束した。だから産炭地域振興対策は、独占資本の収奪の跡始末と石炭資本撤収政策遂行のための反対給付とのふたつの役割をもっていた。」

「かくて産炭地域は限界的中小企業地帯となり、そこでは誘致企業が地元の期待も空しく倒産した例もすでに数多く見られる。<sup>(10)</sup>」

こうして、炭鉱「合理化」は、炭鉱労働者ばかりではなく、産炭地住民をも、その過程にまき込むことによつて「貧困化」して行く傾向が強く現われている。とりわけ、最近では、市町村における民生費、社会保障費などの支出切りつめが行われ、この傾向を強めていることを指摘して置かねばならない。<sup>(11)</sup>

※ 「だがこのことは炭鉱合理化によつてつくられた貧困者のすべてが生活保護の適用をうけ、したがつて『最低の生活保障』がなされているということを意味しない。なぜならば政府は生活保護の適用を『正常化する』という名目で適用数をしぼる方針を明らかにしており、実際には昭和三〇年以降全国的に適用世帯数が一貫して減少しており、また県内でも、一方で新規適用が行われているのと同時に他方では適用廃止がやられているからである。とくに産炭地の場合財政の危機を理由に適用が抑

第15表 炭鉱の労働災害の増加

種別 年	常用労働者 (人)	能率 (t/人月)	死傷者総 数(人)	死亡数 (人)	100万人 災害 当り	55年= 100 指数
1955	278,404	12.9	52,886	666	580	100
57	298,190	14.6	56,750	653	574	99
59	256,350	15.0	57,966	574	640	111
62	159,485	24.9	62,125	491	916	158
65	107,000	40.9	44,194	641	973	168

通産省調べ

原嘉彦「統計でみる炭鉱『合理化』と労働者」『九州産労資料  
月報』208, 1967. p.6.

制されていることを指摘しなければならない。<sup>(11)</sup>

しかしながら、反面このことは「合理化」反対闘争において、「地域ぐるみ」を必然化する現実的基盤ともなったと考えられる。

## 2 「災害」・生命不安の増大

三井山野炭鉱、三井三池炭鉱の大災害に象徴される炭鉱災害の増加傾向は、災害の大規模化の傾向とともに上に見た生活不安ばかりではなく、労働者の生命と健康の不安をも増大させている。

炭鉱災害の一九五五年以降の主要傾向は、第一五表に見る通りである。労働者の絶対数の減少によって死傷者の絶対数は六二年を境に減少しているとはいえ、災害率、指数いづれを見ても増加の傾向にあることが理解できる。このように現段階の「合理化」過程で、激化の傾向を見せる炭鉱災害は「剰余価値率を高めるための過重な労働とそれを支える不当に低い賃金それは労働者に慢性的疲労を加重し、利潤率強化のための不変資本の節約―それは保安の限らないサボタージュを引き起し、労働災害を生起させる。したがって、低賃金・失業・無権利労働の広範に存在する日本において、集中的におし進められる現代合理化過程は、そのまま災害のいちぢるしい激化過程となるであろう。まして、その象徴たる炭鉱部門においてはなおさらのことである。<sup>(12)</sup>」という指摘を正当なものとする。

しかし、この災害の激化の傾向は、単に量的な増加だけでなく、「合理化」の具体的形態、すなわち直接的生産部門への労働集約・労働強化、間接・坑外部門の「人べらし」・労働時間の延長という傾向を反映している。災害はだから、生産第一主義の「合理化」が「高能率」出炭を促す結果、採炭・掘進・仕繰など直接的生産部門の落盤事故、運搬量の増加と軌道夫の減少による間接的生産部門の運搬事故、この両者の災害が激増していることが報告されている。<sup>\*</sup>

※ 「これらの災害は主として採炭・掘進・仕繰など、直接生産部門においてとくにはげしいことが特徴の第一である。これは能率引上げをねらう

合理化攻撃が、これら直接生産部門を重点にかけられてきている点からみて、むしろ当然といえる。

『近代的』炭鉱として自他ともにゆるしている炭鉱においても、六九〇名の採炭夫のうち四七八名が、昨年（一九六五）一年間で死傷……しており、その死傷率は六九％にもたっっている。」

「これらの災害を種類別にみると、『落ばん』『運搬事故』『器材・鉱物の取扱中の事故』などが激増していることが第二の特徴であり、生産第一主義の合理化の強要によるものであることはあきらかである。切羽における苛酷な能率の引上げは労働者を過度の疲労においこみ、災害発生の基礎をつくりだしているだけでなく、切羽進行のスピードアップについていくためには、支柱、立柱に細心の注意をばらう余裕がなくなっていること、能率向上のため支柱規格を確実に守ることができなくなっていることなど直接の原因により落ばんが増加している。また能率引上げ↓増産にともない運搬量が増加しているにもかかわらず、軌道夫がへらされ、軌道整備が十分おこなわれないため、運搬事故を多発させている。」<sup>(13)</sup>

このような、災害の激化傾向のなかで、特に注目すべきは、その犠牲者の多くが臨時夫、組夫であるという事実である。これは「合理化」による「切羽」の請負化が促進されていることをその犠牲者の数によって証明するとともに、保安サポーター・ジュの犠牲が、それら無権利、不安定就労者にしわよせされていることを物語っている。

こうして「合理化」による災害の激化が、労働者の生命不安を増大さ

せているが、それとともに多くの身体障害者を生むことにもなる。家庭の中心的な働き手の死傷は、そのまま生活不安と失業、被救恤的狀況への転落を意味することは既に見た通りである。

### 3 低賃金・労働強化

周知のように、三池、高島などの旧官営炭鉱における囚人の強制労働と並んで、納屋制度<sup>(14)</sup>という半封建的搾取形態によって資本蓄積をなして来て来た炭鉱資本は、この搾取形態のもとで労働者の専制支配を確立し、非人道的で過酷な労働条件の中で「半奴隸制的な強制労働」<sup>(15)</sup>と低賃金を維持して来たが、その背後には、国家権力と密接に結びついた階級的収奪と封建的寄生地主の土地所有のもとでの農民の貧困な生活状態、農村における歴大な過剰人口の存在があつた。<sup>(16)</sup>

かかる歴史的背景をもって維持されて来た日本における伝統的低賃金構造は、戦後日本資本主義の復興過程で、古るい形の労務管理とアメリカ的な「科学的労務管理」が結合され、また古るい搾取形態と新しい搾取形態との結合がその底流として持ち込まれることによって再編成され、残存させられることとなつた。<sup>\*</sup>

※ 黒川俊雄は、一九五五年から開始された「生産性向上」運動が、「アメリカ式労務管理の総合的な導入によって労働者を労働強化にかりたてるようになったが、さらに配置転換で定員を削減した旧設備・旧工場の労働者をも労働強化においこむという『合理化』」であったことを指摘し、



そのすぐ後でそれは「アメリカ式労務管理と近代的設備によるアメリカ的な新しい搾取形態と、臨時工・社外工・日雇などを利用する日本の戦前からひきつがれた遅れた搾取形態とを結合して低賃金構造を最大限に利用しながら搾取を強化するという日本独特の『合理化』以外のなものでもない<sup>(17)</sup>」ことを指摘している。

また、戸木田嘉久は、同様な事体について「わが国の戦後『合理化』を特徴づける重要ないま一つの側面は、『技術革新』とむすびあった『近代的』搾取形態とともに、設備投資をとまわらない手労働の強化、長時間労働、あるいは差別的な低賃金など『非近代的』な搾取形態が、とくに独占的大企業による臨時夫・員外工・組夫・下請制度の利用と結びつき、むしろ急速に拡大してきている<sup>(18)</sup>」ことを指摘している。

さらに、全般的危機の新しい深まりの中で「独占資本の経済的側面における階級的防衛運動<sup>(19)</sup>」として押し進められた、現代「合理化」によって、低賃金政策が維持温存された。

かかる背景を持った炭鉱労働者の低賃金構造が、「合理化」過程で具体的にはどのように現われたかを見ることにしよう。

そこで、事例として、一つは、第一銀行系の独占資本グループに属する古河産業のエネルギー部門でかつては重要な一角を占めてきた、ポーターライン鉱であった目尾炭鉱<sup>（しよのお）</sup>（一九六九年閉山）と、今一つは、一九六五年六月一日ガス爆発によって二三七人の死者を出すという大災害を起して有名になった、旧三井山野炭鉱を取り上げて、「合理化」または「第二会社化」による超過労働の強化と基準外賃金が賃金総額に占める

比率の増大、または賃金切下げという側面から見ることにしよう。そして、それが労働力再生産過程にどのような影響を与えているのかを考察することにしたい。

第一六表は、目尾における超過労働率の推移である。表によって明らかのように、超過労働が強化される傾向があり、六四年では基準内労働対比で、坑内夫二二・九％、坑外夫四八・七％となり実に高い比率を占めている。それを賃金に置きかえて見ると、第一七表のようになる。基準外割増の影響もあつてか、基準内賃金対比での基準外賃金率は、坑内・外いずれも増加し、六四年には坑内夫四八％、坑外夫八六・七％と異常なまでに増加し、生産におけるそれへの依存度の強化とともに、労働

第16表 目尾炭鉱における超過労働率

年度	坑内外別	
	坑内夫	坑外夫
1954	8.4	19.4
55	6.9	14.8
56	3.3	14.9
57	4.6	22.3
58	4.9	23.1
59	5.3	21.8
1960	7.2	23.8
61	7.6	27.6
62	9.4	35.7
63	13.1	42.9
64	22.9	48.7

目尾組合調べ

(注) 連盟調査報告第一表により作成

第17表 目尾炭鉱の賃金調（一ヶ月平均月収と超過賃金）

坑内外別 年度	基準内賃金に対する超過 労働賃金率 (%)		在籍一人当り 1ヶ月平均月収
	坑内夫	坑外夫	
1954	24.8	40.4	15,675(円)
55	20.6	34.9	16,189
56	18.1	35.9	10,380
57	24.4	50.9	14,804
58	27.6	57.6	17,344
59	29.7	59.2	15,073
1960	29.9	54.2	24,113
61	31.5	62.7	25,316
62	34.9	80.1	25,316
63	43.2	86.6	33,697
64	48.0	86.7	37,120

目尾組合調べ。

(注) 連盟調査報告乙第一表により作成。

者の生活自体がそれに依存せざるをえないようすが伺える。これは、坑夫一ヶ月平均月収の絶対的な上昇—しかしながら相対的には依然として低い—がどのようにしてもたらされたものであるかを具体的に示している。このような超過労働率の強化—したがって労働時間の延長—は、賃金の額がどうであろうとも、労働力の疲弊化、萎縮化をさらに促進させるが、それはまた労働者の生活時間を労働時間に転化させることによって正常な労働力の再生産をいっそう困難にしてゆく。しかしながら、家庭生活においての目の前の収入増は、支出場面をも含めて、生活の階級的掌握の強まりにおいて増して行く「みせかけの豊かさ」の内に包み込ま

れ、実質的な意味での労働力再生産過程への支出には向けられず、社会全体での資本制的豊富さと生活水準の高まりの中で、一種の強制として働く生活の表面的な豊かさへの欲望の拡大とその充足に向けられる傾向を強める。それはだから、生活の外面的な豊かさの相対的高まりにおいてむしろ超過労働とそれによる収入増を一つの必要として対置させることとなる。<sup>※</sup>

※ 家庭生活の「近代化」の波は、炭住街にも押しよせている。つぎのような報告は、そのことを示している。

「また、家庭電化ブームの影響は、大手の炭住街にも、テレビのアンテナを林立させ、従来のカマドから電気ガマへ切り変って行った。炭住街は、アパートと類似する性格をもっていて、隣近所にテレビが入ると、借金してでも買わされて了うという傾向がある。

大手炭鉱の家庭では、殆んど(約七割)家庭がテレビをもっている。しかし、これは、生活が良くなったからではない。……その結果、方数を増し、残業が多くなった。テレビの月賦返済のために年老いた身体に無理がいつて倒れるといった例もでて来ている。

これら家庭電化のしわよせが、食生活をきりつめ、満足なカロリーもとれない生活を生んでいる。<sup>(20)</sup>

かかる事実は、労働者の正常な健康の維持さえも困難にするが、その生活においても内容が破壊されつつあることが伺えるであろう。しかしながら炭鉱労働者は、このような境遇への対応として「伝統的低賃金を

第18表 三井山野炭鉱における第二会社移行  
前後の超過労働時間の比較（1人ヶ月平均）

職種	種別	年月		早出・残業		公休出勤	
		63.5	65.4	63.5	65.4		
		時間	〃	〃	〃		
坑	内	15.0	27.4	13.4	12.6		
採	炭	7.2	52.8	4.0	34.5		
坑	外	6.4	19.4	10.4	15.3		
平	均	12.3	25.6	12.5	13.2		

原嘉彦 前掲 P.7.

たちきるため、毎年はげしい闘いをおこしてきた。さらに、低い基準賃金をおこなうために、基準外賃金をふくらそうと、職場斗争をつみあげ<sup>(21)</sup>（傍点筆者）ることさえあえてしたわけである。

次に、山野炭鉱の場合を見ることにしよう。この山野炭鉱は、一九六三年「スクラップ山」としていったん閉山され、第二会社として再発足したが、その際労働者数を前の三分の一に削減し、その上、一五七八人中五五〇人の組夫を導入することによって、出炭能率を閉山前の一人一カ月三〇トンから四二〜四八トンに引き上げ、閉山前の八割の出炭を確保するという「合理化」を行った。この「実績」によって、六四年一二

第19表 三井山野炭鉱における第二会社移行  
前後の平均賃金比較

職種	年月	1963.5	65.4	63/65
		円	円	
坑	内	40,154	25,229	62.8
採	炭	50,144	31,900	63.6
坑	外	23,791	19,808	83.2
計（平均）		34,749	24,002	69.1

原嘉彦 前掲 P.7.

月の第二次有沢調査団の答申の中で「合理化によって再建された山の典型」として「評価」された炭鉱である。

第一八表は、山野における第二会社への移行前後の超過労働時間を比較したものである。移行前（六三年）と移行後（六五年）を較べると、坑内の公休出勤を除けば、いずれも移行後の超過労働時間が増加しているが、なかでも坑内採炭の早出・残業は約七・三倍、公休出勤は八・六倍という殺人的な増加を示している。このような超過労働は、彼らの生活時間を剰余労働時間に転化することによって、生活の内容を破壊するばかりでなく、正常な労働力の再生産をきわめて困難にし、労働力そのも

のを荒廃させずにはおかない。

しかしこのことは、第一九表によって第二会社移行前後の平均賃金を比較して見ると、いっそう深刻な様相を現わす。表で明らかのように、移行前に較べて移行後の平均賃金は、坑内・外平均で七割に満たない低さに押えられており、第二会社化によって実質的な賃下げが行われたことを知ることができる。目尾の場合は、超過労働の強化とそれによってもたらされる賃金の絶対額の上昇とそれに依存した生活形態を見たが、山野の場合は、閉山―第一会社化という「合理化」によって、一面では高能力率出炭と利潤の確保を、他面では超過労働の強化と賃金の切下げが行われたことで、労働者の上に二重の苦痛が、すなわち殺人的労働苦と半失業的生活苦が過重されることとなった。こうして、山野の場合は生活の物的基盤そのものがまさに破壊されて行く傾向にあることを知ることができる。

以上、炭鉱「合理化」によって労働者の生活が貧困化して行く様相をいくつかの局面によって見たのであるが、この外にも、炭住修理のサポータージュ、電気、水道代の有料化または値上げ、給水時間の短縮、燃料（豆炭）の値上げ、など生活の基本的諸条件さえも悪化する様態が見られ、また、組合、「互助会」、高利貸、その他からの借金の増加、現金がないために会社購売部、生協などでの比較的安い消費材の購入ができず、割高を承知で個人商店からのカケ買いや割プ販売（子どもの学用品、下着、くつ下等を含めて）への依存を強めているが、それも借金やカケ買いが可能な間はまだよい方で、過酷な労働苦と返すあてのない借

金の重圧で「夜逃げ」（「ケツ割り」と言う）をする者が後を断たないと言われている。このような状態の中で当然のように共働さが増加している。主婦のボタ拾い、内職、水商売に働く婦人の増加、はては売血、労働者の老令化、老朽化、などなど家庭生活と労働力そのものの破壊が進行している状況は、上述徳本らの調査にも報告されているが、各種の実態調査によっても明らかにされている。

かかる事体が、「炭鉱もん」の生活は「飲んで食ってチョン」だと言われ、まさに「手から口へ」の生活であるが、炭鉱「合理化」の総過程の進行の中で、その循環そのものが困難に直面していると言わねばならない。しかし、これが就労を確保している炭鉱労働者の生活実態であるとするれば、既に見たように、閉山、首切り、災害などによる失業者や半失業者、生活保護家庭の生活実態は目を被わしめるものがある。

一方、離職―再就職として他出した労働者も、その多くは関連産業への低賃金就労であったり、臨時夫・組夫であったり、中・高年令―他産業での未熟練、または炭住生活の気楽さなどによる再離職、まいもどり、「わたり坑夫」化などであると言われる。まさに「炭鉱離職者に明るい第二の人生を」といううたい文句で、労働省は「労働力流動化」、広域就職あっせんをすすめ、福岡・佐賀・長崎の三県から、一九六〇年から六三年六月の間に三二、六九七名を県外就職においたたが、その再就職先は、一家総動員の労働で辛じて生活を維持できるような雑役・守衛などの仕事にすぎない。しかも炭鉱離職者の約八割が三五才以上の中高年令層であり、九割が家族もちであり、県外移住も実際としては容易

でなく、職安登録の炭鉱失業者数は西日本四県（山口を含む）で三八、八四八名、うち福岡県だけで二七、九八四名にのぼる。未登録者をふくめると筑豊に「滞留」する炭鉱失業者だけで約四万人と推定される。<sup>(22)</sup>とも言われている。

「去るも地獄、残るも地獄」と言われるわけが理解できる。

このような状況から見ると、炭鉱における「合理化」反対闘争で、家族の新しい結合と連帯とも考えられる「家族ぐるみ」が、その闘争の中で現われるのは、むしろ当然な行ききであったと言う事ができる。もちろんこのことは、ブルジョア家族における「みせかけの共同」とは、その本質を異にする。その意味で言えば、プロレタリア家族は、この「みせかけの共同」から排除され、「解体」される度合とその闘争の展開の中で働く者としての新しい結合を勝ち取る論理をもとと持っていた。と考えることができるであろう。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

この上に家族崩壊と頽廢。様々な形態での組合活動への弾圧と懐柔、分裂策動。など重要な局面が残されているが、それらは、本稿の課題を超えるものである。

また、炭鉱労働者は、かかる事体を黙視している訳ではない。様々な攻撃や困難に遭遇しながらも、現代「合理化」の本質を見きわめ、三井三池闘争やその他の闘争から多くを学び取りながら、企業内闘争の枠を乗り越えて、様々なレベルでの連帯を獲得しつつある。企業の枠を超え臨時夫や失業者をも含めて個人加盟の単一組織として成長していた「筑

炭労」（後に「全福炭」に発展）や「全空地」などは、戦後の炭鉱労働運動の中でも、注目すべき新しい展開と考えられるが、この運動の側面も、既に規定の紙数を越えた本稿の範囲を超えるものである。

〔注〕

- (1) 白水洪平「筑豊失業地帯」堀江正規編『日本の貧困地帯』上 新日本出版社、一九六九 一一三頁。
- (2) 徳本正彦・依田精一『石炭不況と地域社会の変容』法律文化社、一九六三 一一八頁。
- (3) 依田精一は「炭鉱失業家族の崩壊」（徳本・依田同上所収一四五頁—一九〇頁）の中で、炭鉱失業家族中の生活保護家族は世帯主の労働能力の点から次のように分けることができる」として「(a)身体障害者、痲疾者家族(b)高令者家族、(c)母子家族、(d)その他の理由による慢性的保護家族」をあげている。同上二七九頁。
- (4) 同上 一八〇頁。
- (5) 同上 一八〇頁—一八一頁。
- (6) 同上 一八一頁。
- (7) (8) 同上 一八三頁。
- (9) 徳本は、このことについて次のように言っている。「このような財政的危機は、いうまでもなく行政上の危機にもつながる。財政面において、ほとんど決定的に中央へ依存してきている状態のなかで、真の地方自治が確立されようはずがない。地方行政にたいする国家の監督は強化され、地方自治はますます国家にたいする従属を強いられつつある。」同上六八頁。
- (10) 市川弘勝・北田芳治編著『国家独占資本主義と日本の産業』青木書店 一九六七 一四〇頁。
- (11) 全日自労・福岡県本部「産炭地での失業と貧困をどうなくするか」研究集会資料 一九六三 一一頁。
- (12) 原嘉彦「三池三川鉱爆発災害の実態」△季刊▽『経済』八一—九六四 一一三頁。

- (13) 日本炭鉱労働組合「ヤマにおける炭鉱労働者の職場と生活の実態」支部実態調査報告」九州産労資料月報 二〇三 一九六六 七頁―八頁。
- (14) 納屋制度については隅谷三喜男『日本賃労働史論』東大出版 一九五五 三五三頁―二六八頁にくわしい。
- (15) 黒川俊雄『日本の低賃金構造』大月書店 一九六四 二〇八頁。
- (16) 同上、一二頁。なお黒川は、イギリスとの比較において、日本における賃金水準を規定する基準について、次のように言っている。  
「日本では、家父長的な『家』の残存によって、労働力の商品化にあたって、高率の地租と現物小作料によって低い生活慣習と生活要求しかもたない『家』の一員である労働者一人の生活手段の価値だけが一國の賃金水準を規定する基準となった」(同一二頁)
- (17) 同上、二八一頁―二八二頁。
- (18) 戸木田嘉久「現段階における『合理化』の特質」『合理化と労働者階級』社会政策学会 年報第一四集 御茶の水書房 一九六七 二四頁。
- (19) 同上、九頁。
- (20) 炭婦協「産炭地の婦人の権利と家庭をどう守るか」研究集会資料 一九六三 三頁。
- (21) 炭労・九州地方本部「産炭地労働者の雇用・生活・権利・をまもるために―炭鉱労働者の直面する問題を中心に」研究集会資料一九六三 一〇頁。
- (22) 戸木田嘉久『現代の合理化と労働運動』労働旬報社、一九六五 二九一頁。